



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*75 貸金業法施行細則の一部を改正する規則 (商工観光労働総務課) 1

○ 告示

- 1224 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) 2
- 1225 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 2
- 1226 " (") 2
- 1227 " (") 3
- 1228 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (") 3
- 1229 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 4
- 1230 使用料の収納事務の委託 (建築住宅課) 4

○ 監査公表

監査公表第23号 4

規 則

和歌山県規則第75号

貸金業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

貸金業法施行細則の一部を改正する規則

貸金業法施行細則(昭和58年和歌山県規則第88号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																	
別記第1号様式(第7条関係) 貸金業者登録簿閲覧票 略 申込者 住所 略 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </table>	登録番号		その他		別記第1号様式(第7条関係) 貸金業者登録簿閲覧票 略 申込者 住所 職業 略 略 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 30%;">登録貸金業者</td> <td style="width: 40%;">商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名又は代表者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所又は営業所所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閲覧の目的</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	登録貸金業者	商号又は名称		氏名又は代表者名		住所又は営業所所在地		閲覧の目的			その他		
登録番号																		
その他																		
登録貸金業者	商号又は名称																	
	氏名又は代表者名																	
	住所又は営業所所在地																	
閲覧の目的																		
その他																		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1224号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成30年12月12日まで縦覧に供する。

平成30年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成30年11月12日

2 名称

特定非営利活動法人JCファミリー

3 代表者の氏名

洪京淑

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市有本721番地19

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県下及び周辺県に居住する子どもや貧困な人、定職につけない人、外国人、外国からの留学生等に対する支援活動を通じて、各人の権利、生活の擁護更に地域の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1225号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1226号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1227号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1228号

平成30年和歌山県告示第1117号（以下「告示第1117号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方
久保博之
廣井敏之
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1117号のとおり

和歌山県告示第1229号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成30年11月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

幡川1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、標柱11号と標柱1号を結ぶ線は市道幡川4号線との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	海南市		幡川	薬師前	415番	
2号	〃		〃	〃	416番	
3号	〃		〃	中山	586番	
4号	〃		〃	〃	587番1	
5号	〃		〃	〃	588番	
6号	〃		〃	〃	589番	
7号	〃		〃	〃	576番	
8号	〃		〃	〃	573番3	
9号	〃		〃	〃	592番1	
10号	〃		〃	薬師前	453番	
11号	〃		〃	〃	452番2	

和歌山県告示第1230号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅及びその駐車場の使用料(以下単に「使用料」という。)の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年11月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 委託の相手方

弁護士法人ライズ綜合法律事務所

埼玉県さいたま市大宮区大門町1-1 ミナトビル5F

2 委託した使用料

使用料に係る未収金のうち和歌山県営住宅を退去した者に係るもので県の指定するもの

3 委託期間

平成30年11月14日から平成31年3月31日

監 査 公 表

和歌山県監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成30年10月25日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年11月26日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 中 村 裕 一
 和歌山県監査委員 中 本 浩 精

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
伊都振興局	平成30年10月25日
和歌山県農林大学校	〃
和歌山県立橋本高等学校・古佐田丘中学校	〃
和歌山県立紀北工業高等学校	〃
和歌山県立紀北農芸高等学校	〃
和歌山県立笠田高等学校	〃
和歌山県立伊都中央高等学校	〃
和歌山県立きのかわ支援学校	〃
和歌山県橋本警察署	〃
和歌山県かつらぎ警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 伊都振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成29年度末で約26万円となっており、前年度末に比し約33万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成29年度末で約667万円となっており、前年度末に比し約56万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者及び連帯保証人等の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) タクシー乗車券交付簿（管理簿）において、所属長の承認を受けずタクシー乗車券が受領されていたので、適正に処理されたい。

(エ) 生活保護費返還金において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 廃棄物パトロール委託業務について、契約保証金免除申請書に契約実績として認められない契約書が関係資料として添付されていたので、適正に処理されたい。

イ 伊都振興局農林水産振興部

(ア) 地すべり対策工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、命令権者の事後確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 伊都振興局建設部

(ア) 工事請負契約不履行に伴う違約金の未収金については、平成29年度末で約59万円となっており、

前年度末と同額である。

今後も、未納者の現状を把握しながら適切な債権管理に努められたい。

(イ) 砂防工事等において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 工事完成検査の結果通知が大幅に遅延している事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立紀北工業高等学校

(ア) 行政財産の使用許可により校内に設置されている自動販売機について、設置者であるPTAから電気料金を徴収していなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(ウ) 排煙窓修繕に係る契約保証金について、歳入歳出外現金の受入れの決定前に歳入歳出外現金提出通知書を発行していたため、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。